

遺留分侵害額の請求

※令和元年7月1日より前に被相続人が亡くなった場合、この申立てはできません。

(令和元年7月1日より前に発生した相続について遺留分を侵害された者は、改正前民法の規定に基づき、贈与又は遺贈を受けた者に対し、遺留分侵害の限度で贈与又は遺贈された物件の返還を請求する遺留分減殺による物件返還請求等の調停の申立てをすることになります。)

※遺留分侵害額請求権は、相続の開始及び遺留分を侵害する贈与又は遺贈があったことを知った時から1年又は相続開始の時から10年を経過したときに時効によって消滅します。

(家庭裁判所の調停を申し立てただけでは相手方に対する意思表示とはなりませんので、調停の申立てとは別に内容証明郵便等により意思表示を行う必要があります。)

申立必要書類一覧表

1 申立書関係

- ☐ 申立書 (○遺産等目録)
- ☐ 相続関係図
- ☐ 申立書 (○遺産等目録) と相続関係図の写し×相手方の人数分
- ☐ 連絡メモ
- ☐ (必要な方のみ) 資料非開示の申出書
- ☐ 収入印紙 1200 円
- ☐ 郵便料

【電子納付の場合】

(現金納付分)

4000円。当事者が3名以上の場合、1名増えるごとに1000円を加算

(郵便切手納付分)

110円×相手方数

【郵便切手で納付の場合】1440円×相手方数

(郵便切手 1440 円の内訳：180 円×1 枚、110 円×5 枚、100 円×2 枚、50 円×5 枚、20 円×5 枚、10 円×10 枚、5 円×10 枚、1 円×10 枚)

2 身分関係の資料

- (1) 申立人と被相続人の関係を明らかにして、申立人が遺留分の請求ができる者であることを証するとともに、被相続人の相続人の範囲を明らかにして、申立人の有する遺留分割合を証する程度の戸籍

※事案によっては、以下の戸籍以外の戸籍の追加提出をお願いすることがあります。

【共通】

- ☐ 被相続人の出生又は 10 歳くらいから死亡までの連続したすべての戸籍 (除籍、改製原戸籍) 謄本

※上記戸籍に代えて法定相続情報一覧図を提出することもできます。法定相続情報証明制度については法務局のホームページをご覧ください。

【被相続人の子（及びその代襲者）で死亡している者がある場合】

- ☐ その子（及びその代襲者）の出生又は10歳くらいから死亡までの連続したすべての戸籍（除籍、改製原戸籍）謄本

※上記戸籍に代えて法定相続情報一覧図を提出することもできます。法定相続情報証明制度については法務局のホームページをご覧ください。

【相続人に、被相続人の父母、祖父母等（直系尊属が含まれている場合）

- ☐ 相続人が父母の場合で、父母の一方が死亡しているときは、その死亡の記載のある戸籍（除籍、改製原戸籍）謄本
- ☐ 相続人が祖父母、曾祖父母の場合は、他に死亡している直系尊属（ただし、相続人と同じ代及び下の代の直系尊属に限る）がある場合は、その直系尊属（例：祖母が相続人である場合、祖父と父母）の死亡の記載のある戸籍（除籍、改製原戸籍）謄本

- (2) ☐ 相続人全員の現在の戸籍謄本（3か月以内発行）

3 遺産等目録に記載した遺産に関する資料等（甲号証をつけるもの）

- ☐ 下記①から⑦の書面の写し×相手方の人数分
- ☐ ①遺言書写しまたは遺言書の検認調書謄本の写し
- ☐ ②遺産不動産の登記簿謄本又は登記事項証明書（原本）
- ☐ ③固定資産評価証明書（被相続人死亡時の原本）
- ☐ ④預貯金通帳の写し又は残高証明書写し（相続開始時の額がわかるもの）
- ☐ ⑤国債、株式、投資信託及び出資金等相続開始時の遺産内容が特定できる金融機関発行の証明書等の写し
- ☐ ⑥保険契約の内容が特定できる保険証書の写し
- ☐ ⑦債務の額に関する資料

※ 上記①と②の書面は申立時に提出してください。

※ 上記③から⑦の書面は必要に応じて提出してください。

※ 必要に応じて、追加書面の提出をお願いすることがあります。

（問い合わせ先）

〒540-0008

大阪市中央区大手前4-1-13

大阪家庭裁判所 家事第3部遺産分割係（当庁5階）

TEL 06-6943-5973

郵送提出先：大阪家庭裁判所 家事事件係

書式はインターネットからダウンロードできます。

電子納付の流れ

①「電子納付利用者登録申請書」を提出

最寄りの裁判所の会計担当部署へ[電子納付利用者登録申請書](#)を提出（郵送可）し、電子納付利用者登録をしてください。

なお、裁判所支部、簡易裁判所においては、電子納付利用者登録を取り扱っていない場合がありますので、最寄りの裁判所の会計担当部署の窓口でお尋ねください。



②「利用者登録コード」と「初期パスワード」が発行されます

利用者登録手続きが完了すると、「利用者登録コード」と「初期パスワード」が発行されます。ただし、登録後、保管金の納付や払渡しが2年間行われない場合は、利用者登録コードが抹消されます。



③訴状や申立書を提出

訴状や申立書などを提出する際に、②で取得した「利用者登録コード」を記載したメモ、または利用者登録コード届出書を添付するなどして、「電子納付を希望する」旨を適宜の方法でお知らせください。



④「保管金提出書」を受領

担当者等から、「保管金提出書」を交付又は郵送します。



⑤Pay-easy（ペイジー）対応インターネットバンキングやモバイルバンキング、金融機関のＡＴＭから払込みを行う

④で受領した「保管金提出書」に印字されている「収納機関番号」等を用いて、払い込んでください。

「保管金提出書」の下部に以下の記載があります。

 以下の欄に収納機関番号、納付番号、確認番号が印字されている場合は、従来の納付方法に加えPay-easy（ペイジー）対応のＡＴＭ、インターネットバンキング等を利用して保管金の電子納付をすることができます。			
登録コード	1000515		
収納機関番号	10100	納付番号	1001-2190-1008-6001
確認番号	6007-39		

※④の「保管金提出書」の裁判所への提出は不要です。

※Pay-easy（ペイジー）の詳細は、Pay-easy（ペイジー）のホームページ（<http://www.pay-easy.jp/>）をご覧ください。対応している金融機関のリンクも掲載されています。

電子納付利用者登録申請書

保管金の提出に際し、電子納付を利用するため、以下のとおり登録を申請します。

この申請により付与される利用者登録コードを使用して保管金の電子納付を行った場合、当該

保管金について還付事由が発生したときは、以下の口座へ振り込んでください。

令和●年●月●日
住 所 大阪市中央区大手前～
氏 名 山田 一郎

提出者情報

氏 名 (カ ナ)	ヤマダ イチロウ
氏 名	山田 一郎
住 所	〒540-0008 大阪市中央区大手前～
電 話 番 号	06-●●●●-●●●●

還付先情報

金 融 機 関 名	●● 銀行・金庫・組合 ●●支 店
預 金 種 別	普 通 ・ 当 座 ・ 別 段 ・ 通 知
口 座 番 号	1111111
口 座 名 義 (カ ナ)	ヤマダ イチロウ
口 座 名 義	山田 一郎
F A X 番 号	06-●●●●-●●●●

※ 電子納付とは、保管金をインターネットバンキング、モバイルバンキング及び電子納付対応のATMを用いて納付することです。事前に利用者登録をしないと保管金の提出に際し、電子納付を利用することは出来ません。

この申請により付与される利用者登録コードは、全ての裁判所において共通して利用でき、利用者登録コードを申立書等に記載若しくは書記官室又は執行官室において口頭で告げるにより電子納付に対応した保管金提出書の交付を受けることができます。ただし、電子納付が可能な保管金の種目には制限がありますので、係書記官等に確認してください。

この申請により付与される利用者登録コードに基づいて電子納付をすると、当該保管金について還付事由が発生した場合に還付先情報欄記載の口座に振込払い請求があったものとして扱われます。ただし、保管金を還付できない金融機関がありますので、ご注意ください。

「FAX番号」欄は、裁判所からのファクシミリ送信を希望されない場合には、空欄で差支えありません。

提出者情報に変更が生じた場合は、速やかに変更申請書を提出してください。ただし、還付先情報については変更できませんので、登録の抹消及び新たな登録の申請を行ってください。

登録後、保管金の提出や払渡し2年間行われない場合は、利用者登録コードが抹消されます。

電子納付利用者登録申請書

保管金の提出に際し、電子納付を利用するため、以下のとおり登録を申請します。

この申請により付与される利用者登録コードを使用して保管金の電子納付を行った場合、当該

保管金について還付事由が発生したときは、以下の口座へ振り込んでください。

令和 年 月 日

住 所

氏 名

提出者情報

氏 名 (カ ナ)	
氏 名	
住 所	〒 -
電 話 番 号	

還付先情報

金 融 機 関 名	銀行・金庫・組合 店
預 金 種 別	普 通 ・ 当 座 ・ 別 段 ・ 通 知
口 座 番 号	
口 座 名 義 (カ ナ)	
口 座 名 義	
F A X 番 号	

※ 電子納付とは、保管金をインターネットバンキング、モバイルバンキング及び電子納付対応のATMを用いて納付することです。事前に利用者登録をしないと保管金の提出に際し、電子納付を利用することは出来ません。

この申請により付与される利用者登録コードは、全ての裁判所において共通して利用でき、利用者登録コードを申立書等に記載若しくは書記官室又は執行官室において口頭で告げるにより電子納付に対応した保管金提出書の交付を受けることができます。ただし、電子納付が可能な保管金の種目には制限がありますので、係書記官等に確認してください。

この申請により付与される利用者登録コードに基づいて電子納付をすると、当該保管金について還付事由が発生した場合に還付先情報欄記載の口座に振込払い請求があったものとして扱われます。ただし、保管金を還付できない金融機関がありますので、ご注意ください。

「FAX番号」欄は、裁判所からのファクシミリ送信を希望されない場合には、空欄で差支えありません。

提出者情報に変更が生じた場合は、速やかに変更申請書を提出してください。ただし、還付先情報については変更できませんので、登録の抹消及び新たな登録の申請を行ってください。

登録後、保管金の提出や払渡しは2年間行われない場合は、利用者登録コードが抹消されます。